# 株主各位

名古屋市中区古渡町9番27号

# 株式会社ナデックス

代表取締役社長 髙 田 寿 之

# 第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年7月22日(月曜日)午後5時30分までに到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2019年7月23日 (火曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時15分)
- 2. 場 所 名古屋市中区古渡町 9番27号 当社本社会議室
- 3. 株主総会の目的事項
  - 報告事項 1 第69期 (2018年5月1日から2019年4月30日まで) 事業報告 の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2 第69期 (2018年5月1日から2019年4月30日まで) 計算書類 の内容報告の件

### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 役員賞与支給の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.nadex.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
  - ①業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
  - ②連結株主資本等変動計算書
  - ③連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項およびその他の注記
  - 4株主資本等変動計算書
  - ⑤重要な会計方針およびその他の注記

なお、会計監査人および監査役は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象 書類を監査しております。

- ◎本招集ご通知の添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちにインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.nadex.co.jp/)にて、修正後の内容を掲載いたします。
- ◎当日はノーネクタイの「クールビズ」スタイルにてご対応させていただきますので、 軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主様へのお土産はご用意しておりません。

## (添付書類)

# 事 業 報 告

(2018年5月1日から2019年4月30日まで)

# 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復基調で推移いたしました。世界経済につきましては、欧米を中心に緩やかな回復基調で推移いたしましたが、米中貿易摩擦の動向が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響など、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要得意先である自動車関連企業につきましては、国内での生産台数は前年同期並みで推移しており、設備投資や研究開発投資につきましても引続き堅調に推移しております。

このような経済環境のもとで当社グループは、2021年4月期を最終年度として策定いたしました中期経営計画に基づき、当社グループが保有する各事業の連携によるトータルソリューションの提供、コアコンピタンスである接合ソリューションの深化による新ユーザー層に向けての多角的な展開、グローバル展開のための製品力強化など、市場のニーズに先行ないし同期する形で事業基盤の強化に取組んでおります。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は329億1千2百万円と前連結会計年度に比べ13億7千1百万円 (△3.9%)の減収となり、営業利益は15億6千2百万円と前連結会計年度に比べ4億6千8百万円 (△23.0%)、経常利益は16億1千1百万円と前連結会計年度に比べ5億4千万円 (△25.1%)、親会社株主に帰属する当期純利益は11億6百万円と前連結会計年度に比べ3億5千万円 (△24.0%)のそれぞれ減益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

# (日本)

日本につきましては、堅調な設備投資需要を背景に生産設備の販売に努めましたが、前連結会計年度に計上したエンジニアリング機能を付加した設備販売の減少を補うには至らず、売上高は274億6千4百万円と前連結会計年度に比べ10億7千1百万円(△3.7%)の減収となり、加えて前連結会計年度には為替変動による増益要因もあったことなどにより、営業利益は8億8千2百万円と前連結会計年度に比べ2億2千6百万円(△20.3%)の減益となりました。

### (米国)

米国につきましては、自動車関連企業向け生産設備の販売が増加いたしましたが、設備投資が延期になるなど自社製品の販売が減少したことなどにより、売上高は45億1千9百万円と前連結会計年度に比べ4千5百万円(△1.0%)の減収となり、営業利益は3億9千4百万円と前連結会計年度に比べ2億9千3百万円(△42.6%)の減益となりました。

## (中国)

中国につきましては、自動車関連企業向け自社製品の販売が増加したことなどにより、売上高は28億5千2百万円と前連結会計年度に比べ6億3千7百万円 (28.7%)の増収となり、営業利益は1億4千万円と前連結会計年度に比べ5千6百万円 (67.4%)の増益となりました。

## (タイ)

タイにつきましては、景気の回復には今しばらく時間を要する見込みでありますが、自動車関連企業向け設備の据付が増加したことなどにより、売上高は12億7千7百万円と前連結会計年度に比べ3億7千7百万円(41.9%)の増収となり、営業利益は1億2千7百万円と前連結会計年度に比べ5千1百万円(67.1%)の増益となりました。

セグメント別の売上高の状況は、次のとおりであります。

	×	分			連結会記 7年5月 8年4月3	十年度 1 日から <b>)</b> 30日まで <b>)</b>		連結会記 8年5月 9年4月3	十年度 1 日から <b>)</b> 30日まで <b>)</b>	前年度比増減			
				金	額	構成比	金	額	構成比	金	額	増減率	
					千円	%		千円	%		千円	%	
			本	28,53	6,086	83.2	27,46	54,820	83.4	△1,07	'1,266	△3.7	
米			玉	4,56	5,555	13.3	4,5	19,619	13.7	△4	5,936	△1.0	
中			玉	2,21	5,780	6.4	2,85	52,930	8.6	63	7,150	28.7	
9			1	89	9,602	2.6	1,27	77,348	3.8	37	7,745	41.9	
報	告セク	゛メント	計	36,21	7,025	105.6	36,11	14,718	109.7	△10	2,306	△0.2	
調	3	整	額	△1,93	2,891	△5.6	△3,20	01,816	△9.7	△1,26	8,925	_	
	合	計		34,28	4,134	100.0	32,91	12,902	100.0	△1,37	1,232	△3.9	

(注) 「調整額」は、セグメント間の取引であります。

当社の業績につきましては、売上高は250億7千4百万円と前事業年度に比べ16億4百万円(△6.0%)の減収となり、営業利益は3億7千2百万円と前事業年度に比べ3億3千5百万円(△47.3%)、経常利益は9億5千1百万円と前事業年度に比べ4億8千4百万円(△33.7%)、当期純利益は7億9千1百万円と前事業年度に比べ3億8千4百万円(△32.6%)のそれぞれ減益となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は2億6千2百万円であり、ショールーム用設備9千8百万円およびIT投資8千3百万円などを行っております。なお、設備投資額には、有形固定資産のほか、無形固定資産(市場販売目的のソフトウエア等を除く)への投資を含んでおります。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループを取巻く事業環境は、今後大きく変化することが予測されます。主要得意先である自動車関連企業においては、自動車の生産台数は中長期的に世界規模で増加していくことが予測されておりますが、環境規制の強化などを受けて電動化の流れが加速するなど、100年に一度の大変革期を迎えております。

このような事業環境のもとで当社グループは、将来のあるべき姿を描いた [NADEX 2025 VISION] の実現に向け、2021年4月期を最終年度とする中期3ヶ年経営計画を策定し取組みを進めております。メーカー機能と商社機能をあわせ持つ 当社グループが、これからもお客様のニーズに先行ないし同期してお応えし続けるには、更なるメーカー・エンジニアリング機能の強化に取組み、これまで蓄積したノウハウと有機的な連携を図ることで付加価値を高めていく必要があります。また、将来を見据えた事業戦略に加え、継続的な人財基盤の強化を図るなど、トータルソリューション力・グローバルでのメーカー機能の強化などを進め、将来の収益基盤の確保に努めてまいります。

主たる取組み課題は、次のとおりであります。

- ① サステナブルな企業経営の推進
- ② 当社各事業の有機的な連携によるトータルソリューション力の発揮
- ③ コアコンピタンスである「接合」事業の深化・拡大
- ④ メーカー機能・製品力強化を通じてのグローバル展開の推進
- ⑤ 事業成長・企業価値向上のための経営資源の戦略的活用

# (5) 財産および損益の状況の推移

	区	分	2016年4月期	2017年4月期	2018年4月期	2019年4月期(当連結会計年度)
売	上	高 (千円)	30,277,575	30,951,082	34,284,134	32,912,902
経	常利	益 (千円)	1,178,827	1,750,246	2,151,552	1,611,140
親会社	株主に帰属する当期	朝純利益 (千円)	719,463	1,232,682	1,457,218	1,106,882
1 株	当たり当期	純利益(円)	77.21	132.31	157.73	119.88
総	資	産(千円)	23,216,294	23,097,907	27,598,242	25,791,188
純	資	産(千円)	12,089,713	13,265,640	14,331,192	15,114,952
1 杉	k当たり純	資産額 (円)	1,295.90	1,423.02	1,552.57	1,632.03

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
  - 2. 2018年4月期より、在外連結子会社等の収益および費用の換算方法を変更しております。 2017年4月期については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。
  - 3. 2019年4月期の期首より、「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第 28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を適用しております。2018年4月期については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

# (6) 重要な子会社および関連会社の状況

## ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ナ・デックスプロダクツ	98,350千円	100.0%	飯金加工、製缶等および抵 抗溶接制御装置、電子制御 機器等の製造・販売 電子制御部品等の販売
イシコテック株式会社	20,000千円	100.0% (50.0%)	FAシステム、溶接システム 等の製造・販売
NADEX OF AMERICA CORP.	471,757US\$	100.0%	WELDING TECHNOLOGY CORP. の持株会社
WELDING TECHNOLOGY CORP.	150,000US\$	100.0% (100.0%)	抵抗溶接制御装置等の製 造・販売
MEDAR CANADA, LTD.	602,580C\$	100.0% (100.0%)	抵抗溶接制御装置等の販売
那電久寿機器(上海)有限公司	23,298千中国元	100.0% (10.0%)	抵抗溶接制御装置、自動車 生産ライン等の製造・販売
NADEX ENGINEERING CO.,LTD.	6,500千タイ・バーツ	100.0% (10.0%)	溶接機器、各種産業用設備 等の販売 産業機械の据付工事
NADEX (THAILAND) CO.,LTD.	10,000千タイ・バーツ	49.0%	溶接機器、各種産業用設備 等の販売

- (注) 1. 出資比率欄の( )内は、間接所有割合で内数であります。
  - 2. MEDAR CANADA, LTD.は、WELDING TECHNOLOGY CORP.の子会社であります。

# ② 関連会社の状況

会	社	名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
株式会	社フジ	゚ックス	20,000千円	30.0%	自動化専用システム等の製 造・販売
杭州藤久寿	导机械制造	造有限公司	15,989千中国元	—% [100.0%]	精密機械加工部品等の製 造・販売

- (注) 1. 出資比率欄の [ ] 内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」による所有割合で外数であります。
  - 2. 杭州藤久寿机械制造有限公司は、株式会社フジックスの子会社であります。

## (7) 主要な事業内容

	事	業	区	分			事	業	内	容			
製	造	販	売	事	業	産業用機器、 制御装置等の	溶接機器・ )製造・販売		電子制御	機器・	部品、	抵抗溶接	

## (8) 主要な営業所および工場等

① 当社

本 社:名古屋市中区古渡町9番27号

販 売 拠 点:本社(名古屋市中区)、東部営業部(さいたま市大宮区)、西

部営業部 (大阪市淀川区)、技術センター (愛知県北名古屋

市)

研 究 拠 点:技術センター (愛知県北名古屋市)

② 子会社

株式会社ナ・デックスプロダクツ(岐阜県可児市)

イシコテック株式会社(兵庫県尼崎市)

NADEX OF AMERICA CORP. (米国 デラウェア州)

WELDING TECHNOLOGY CORP. (米国 ミシガン州)

MEDAR CANADA, LTD. (カナダ オンタリオ州)

那電久寿機器(上海)有限公司(中国上海市)

NADEX ENGINEERING CO.,LTD. (タイ バンコク)

NADEX (THAILAND) CO.,LTD. (タイ バンコク)

# (9) 従業員の状況

# ① 企業集団の従業員の状況

	区	分	従	業員	数
В		本		399	(45) 名
米		玉		99	(6) 名
中		玉		62	(一) 名
9		1		30	(一) 名
	合	計		590	(51) 名

<sup>(</sup>注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

# ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
227名	11名増	40.4歳	9.2年

<sup>(</sup>注) 従業員数は就業人員数であります。

# (10) 主要な借入先

借	入	先		借 入 金 残 高
株 式 会	社 三 菱	UFJ 銀	行	149,000千円
株式会	社 三 井	住 友 銀	行	107,000千円

# 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 40,125,000株

(2) 発行済株式の総数 9,605,800株 (自己株式367,435株を含む)

**(3) 当事業年度末の株主数** 1,778名

# (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社アート・ギャラリー富士見	株 1,400,000	% 15.15
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	791,100	8.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	398,300	4.31
古 川 美 智 子	285,600	3.09
古 川 佳 明	222,000	2.40
古 川 雅 隆	213,918	2.31
ナ ・ デ ッ ク ス 社 員 持 株 会	201,000	2.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託□)	166,000	1.79
株式会社三井住友銀行	152,000	1.64
尾 崎 博 明	144,000	1.55

<sup>(</sup>注) 持株比率は、自己株式 (367,435株) を除く発行済株式総数に対する持株数の割合であります。

# 3. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役および監査役の氏名等

	地		位		Е	E	4	3			担	7	á		重	要	な	兼	職	の	状	況	
代	表取	締	役 社	長	髙	$\blacksquare$	寿	之															
専	務	取	締	役	渡	邊		修															
取		締		役	古	Ш	雅	隆	広	報		IR	室	長									
取		締		役	横	地	克	典	営	業	7	本	部	長									
取		締		役	進	藤	大	資	管経経		本 理・ 理		長 務部 駅	兼 美兼 長									
取		締		役	本	Ш	信	之	ウ		ル :	ディ	那 長 ィ ン ン音	グ									
取		締		役	野 (斑	□ 見姓:	葉春馬								弁護士 株社ジャ外式 社外ャ外式外 社外 社外	社合い査社	え ア テ 子 子 番	リフ 屋	アル	株式	会		
常	任監査	役	(常勤	<u>þ</u> )	武	$\blacksquare$	吉	保															
監		査		役	伊	藤	豊	彦															
監		査		役	市	原	裕	也							公記を記述されている。 名は とり	電荷ユーシン	幾工 - - グ	ティ	· 1	ビシ		スア	ウ

- (注) 1. 取締役野口葉子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
  - 2. 監査役伊藤豊彦氏および市原裕也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
  - 3. 当社は、取締役野口葉子氏および監査役伊藤豊彦氏、市原裕也氏を東京証券取引所の定め に基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
  - 4. 常任監査役(常勤) 武田吉保氏は、当社で取締役経理部長の経験があり、財務および会計 に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役市原裕也氏は、公認会計 士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取 締 役(うち社外取締役)	7名 (1名)	137,477千円 (3,080千円)
監 査 役	3名	18,622千円
(うち社外監査役)	(2名)	(7,480千円)
計	10名	156,099千円
(う ち 社 外 役 員)	(3名)	(10,560千円)

- (注) 1. 株主総会の決議(2006年7月25日改定)による取締役報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く)は年額150,000千円であり、株主総会の決議(2017年7月25日)による社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬限度額は年額30,000千円であり、株主総会の決議(1991年7月23日改定)による監査役報酬限度額は年額20,000千円であります。
  - 2. 報酬等の額には、本株主総会にて決議予定の役員賞与33,100千円 (取締役30,890千円 (うち社外取締役440千円)、監査役2,210千円 (うち社外監査役880千円)) を含めております。
  - 3. 報酬等の額には、当事業年度に係る社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬 の費用処理額15,706千円を含めております。
  - 4. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の報酬は含まれておりません。
  - 5. 上記報酬等の額のほか、社外監査役が当社の子会社から受ける役員としての報酬額は850 千円であります。

# (4) 社外役員に関する事項

# ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	E	£	á	Ż	兼職先会社名	兼職の内容	関係			
					株式会社 ゲオホールディングス	社外監査役	特別な関係はありません。			
社外取締役	野	予 口 葉		₹ 子	ジャパンマテリアル 株式会社	社外監査役	特別な関係はありません。			
					株式会社壱番屋	社外取締役 (監査等委員)	特別な関係はありません。			
								名古屋電機工業株式会社	社外監査役	特別な関係はありません。
社外監査役	市	原	裕	也	エム・ユー・ティ・ビジ ネスアウトソーシング株 式会社	社外監査役	特別な関係はありません。			

# ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏	名		主な活動状況
社外取締役	野□	葉	子	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、弁護士としての専門的見地から、議案、審議に必要な発言等を適宜行っております。
41 51 56 <del>**</del> /D.	伊藤	豊	彦	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回、監査役会15回のうち14回に出席し、企業経営統治経験者としての専門的見地から、議案、審議に必要な発言等を適宜行っております。
社外監査役	市原	裕	也	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回、監査役会全15回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、議案、審議に必要な発言等を適宜行っております。

# 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

## (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

33,000千円

② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

33.900千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況、報酬に関する見積りの算定根拠などを精査、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
  - 2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

## (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である労務人事に関するコンサルティングを委託し対価を支払っております。

# (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

監査役会は、会社計算規則に定める会計監査人の職務の遂行について、適正に実施されることが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

# (5) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子会社の計算 関係書類の監査

当社の重要な子会社のうち、NADEX OF AMERICA CORP.、那電久寿機器(上海) 有限公司、NADEX ENGINEERING CO.,LTD. およびNADEX (THAILAND) CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の会計監査を受けております。

<sup>※</sup> 本事業報告中の記載金額および比率は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2019年4月30日現在)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,790,397	流 動 負 債	10,181,386
現金及び預金	5,932,542	支払手形及び買掛金	4,000,545
受取手形及び売掛金	6,649,108	電子記録債務	3,594,696
電子記録債権	3,115,091	短期借入金	256,000
有価証券	300,113	リース債務	1,784
商品及び製品	1,699,887	未払法人税等	166,813
仕 掛 品	599,791	未払消費税等	14,548
原材料	802,041	役員賞与引当金 そ の 他	47,900 2,099,097
未収消費税等	63,378		494,849
- パ 切 が で 他	636,520		1,687
貸倒引当金	△8,078	操延税金負債	276,556
固定資産	6,000,791	役員退職慰労引当金	29,059
有形固定資産	2,445,105	退職給付に係る負債	83,112
建物及び構築物	916,736	資 産 除 去 債 務	5,385
機械装置及び運搬具	166,209	そ の 他	99,048
土地	932,577	負 債 合 計	10,676,235
建設仮勘定	24,933	(純資産の部)	4 4 4 4 4 6 4 7
その他	404,649	株主資本	14,466,247
無形固定資産	712,261	資   本   金	1,028,078 759,889
	149,561		12,917,004
の れ ん そ の 他	562,699		△238,724
投資その他の資産	<b>2,843,424</b>	その他の包括利益累計額	611,071
		その他有価証券評価差額金	325,809
投資有価証券	2,502,586	繰延ヘッジ損益	△2,229
長期貸付金	34,116	為替換算調整勘定	292,628
繰延税金資産	199,762	退職給付に係る調整累計額	△5,136
その他	166,589	非 支 配 株 主 持 分	37,634
貸倒引当金	△59,630	純 資 産 合 計	15,114,952
資 産 合 計	25,791,188	負債純資産合計	25,791,188

# 連結損益計算書

(2018年5月1日から2019年4月30日まで)

科目	金額
売 上 高	32,912,902
売 上 原 価	26,567,627
売 上 総 利 益	6,345,274
販売費及び一般管理費	4,782,648
営 業 利 益	1,562,626
営 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	31,384
持分法による投資利益	58,567
補 助 金 収 入	43,452
雑 収 入	37,274 170,678
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,354
為替差損	110,238
雑 損 失	9,571 122,164
経 常 利 益	1,611,140
特 別 利 益	
固定資産売却益	5,241
投資有価証券売却益	45 5,286
特 別 損 失	
固定資産除売却損	1,001
減 損 損 失	4,739
投資有価証券売却損	452 6,193
税金等調整前当期純利益	1,610,233
法人税、住民税及び事業税	528,661
法 人 税 等 調 整 額	△55,337 473,324
当期 純 利 益	1,136,909
非支配株主に帰属する当期純利益	30,026
親会社株主に帰属する当期純利益	1,106,882

# 貸借対照表

(2019年4月30日現在)

科目	 金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,552,281	流 動 負 債	7,964,028
現 金 及 び 預 金	3,723,519	支 払 手 形	461,357
受 取 手 形	651,079	電子記録債務	3,594,696
電子記録債権	2,710,270	買 掛 金	2,291,549
売 掛 金	4,302,039	未 払 金	200,602
有 価 証 券	300,113	未払費用	320,627
商品及び製品	735,801	未払法人税等	26,008
短 期 貸 付 金	536,753	役員賞与引当金	33,100
未収消費税等	63,378	債務保証損失引当金	167,973
その他	536,525	その他	868,113
貸倒引当金	△7,200	固定負債	128,008
固定資産	6,614,857	退職給付引当金	52,951
有形固定資産	1,588,295	資産除去債務	4,308
建物	473,100	預 り 保 証 金 そ の 他	5,113
構築物	8,543	. –	65,635
車輌運搬具	0	負 債 合 計	8,092,037
工具、器具及び備品 土 地	358,545 724,375	(純資産の部)	
生 地 建 設 仮 勘 定	23,730	株 主 資 本	11,789,138
無形固定資産	<b>63,119</b>	資 本 金	1,028,078
特 許 権	549	資 本 剰 余 金	761,855
借地権	9,560	資本準備金	751,733
ソフトウェア	47,189	その他資本剰余金	10,122
電話加入権	5,821	利 益 剰 余 金	10,237,928
投資その他の資産	4,963,442	利益準備金	257,019
投 資 有 価 証 券	1,710,814	その他利益剰余金	9,980,909
関係会社株式	2,674,475	土地圧縮積立金	37,234
関係会社出資金	308,663	機械圧縮積立金	1,202
長期貸付金	169,979	別途積立金	8,700,000
破産更生債権等	28,554		
長期前払費用	25,257	繰越利益剰余金	1,242,471
繰延税金資産	18,944	自己株式	△238,724
差入保証金	52,045	評価・換算差額等	285,963
その他	29,497	その他有価証券評価差額金	285,963
貸倒引当金	△54,790	純 資 産 合 計	12,075,101
資 産 合 計	20,167,139	負債純資産合計	20,167,139

# 損益計算書

(2018年5月1日から2019年4月30日まで)

科目	金額
売 上 高	25,074,606
売 上 原 価	21,723,894
売 上 総 利 益	3,350,712
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,977,840
営 業 利 益	372,872
営 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	574,902
賃 貸 収 入	100,127
雑 収 入	50,561 725,591
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	175
賃 貸 費 用	52,406
為 替 差 損	68,694
債務保証損失引当金繰入額	18,913
雑損失	6,416 146,606
経 常 利 益	951,857
特 別 利 益	
固定資産売却益	4,934
投資有価証券売却益	45 4,979
特 別 損 失	
固定資産除売却損	769 769
税 引 前 当 期 純 利 益	956,068
法人税、住民税及び事業税	166,634
法人税等調整額	△2,441 164,192
当 期 純 利 益	791,875

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2019年6月11日

株式会社ナ・デックス 取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 城 戸 和 弘 ⑬ 業務 執行 社員 公認会計士 城 戸 和 弘 ⑬

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 宏 和 ⑬

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナ・デックスの2018年5月1日から2019年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナ・デックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

# 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2018年5月1日から2019年4月30日までの第69期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年6月14日

株式会社ナ・デックス 監査役会

常任監查役(常勤) 武田 吉保 印

監 査 役 伊藤豊彦 ⑩

監 查 役 市 原 裕 也 印

(注) 監査役伊藤豊彦及び市原裕也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査 役であります。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2019年6月11日

株式会社ナ・デックス 取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 城 戸 和 弘 ⑬ 業 務 執 行 社 員 公認会計士 城 戸 和 弘 ⑬

指定有限責任社員公認会計士 三 浦 宏 和 質業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナ・デックスの2018年5月1日から2019年4月30日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算 書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と 判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

# 監査報告書

当監査役会は、2018年5月1日から2019年4月30日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等 に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環 境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書について検討いたしまし た。

#### 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指 摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年6月14日

株式会社ナ・デックス 監査役会

常任監査役(常勤) 吉 保 武 (EII)  $\blacksquare$ 杳 役 伊 藤 豊 彦 (EI) 監 杳 役 市 原 裕 也 (ED)

(注) 監査役伊藤豊彦及び市原裕也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査 役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を基本としつつ収益状況、財務体質ならびに今後の事業展開などを勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
  - (1) 配当財産の種類金銭
  - (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき24円(普通配当5円、特別配当19円) 総額 221,720,760円
  - (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2019年7月24日

これにより、中間配当金(1株につき12円(特別配当7円を含む))を含めました当期の年間配当金は、1株につき36円となります。

- 2. 剰余金の処分に関する事項
  - (1) 増加する剰余金の項目およびその額 別途積立金 700,000,000円
  - (2) 減少する剰余金の項目およびその額 繰越利益剰余金 700,000,000円

# 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(7名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、各候補者の略歴および選任理由等の詳細情報を25頁から27頁に記載しております。

候補者番 号	氏	名	備考
1	たか だ <b>高</b> 田	寿之	再任
2	ゎた なべ 渡 邊	****** <b>修</b>	再任
3	ある かわ	## <b>隆</b>	再任
4	横地	克典	再任
5	じん どう	だい すけ 大 資	再任
6	ほん だ 田	のぶ ゆき	再任
7	の ぐち 野 🛚	葉 子	再任 社外 独立

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数	
1	高田寿之 (1962年2月3日生) 再任	1984年 4 月 当社入社 2005年 4 月 当社機械部長 2010年 7 月 当社執行役員機械部長 2011年 4 月 当社執行役員FA一部長 2011年 7 月 当社取締役 2015年 7 月 当社代表取締役社長(現任)	58,996株	
		 辞役社長として経営の重要事項の決定および業務執行 4社の代表取締役に相応しい経験と能力を有している		
2	渡 籩 修 (1955年6月19日生) 再任	1980年4月 吉田税務会計事務所入所 1990年11月 当社入社 2007年4月 当社経理部長 2009年7月 当社執行役員管理副本部長兼経理 部長 2011年7月 当社取締役 2013年7月 当社常務取締役 2017年7月 当社専務取締役 (現任)	39,985株	
	(取締役候補者とした理由) 渡邊修氏は、管理部門を中心とした豊富な経験と経営者としての幅広い見識を有し、企業 価値向上を目指し会社運営全般の指揮を執っており、当社の取締役に相応しい経験と能力 を有していると判断し、引続き取締役候補者といたしました。			
3	が 雅 隆 古 川 雅 隆 (1968年1月9日生) 再任	1996年4月 株式会社ダイシン入社 2003年9月 名電産業株式会社(現 株式会社 ナ・デックスプロダクツ)入社 2005年4月 当社入社 2011年5月 当社総務部長 2012年4月 当社役員室長 2013年7月 当社取締役(現任) [当社における担当] 広報・IR室長	213,918株	
	の関係強化に主導的役割	由) 計) 診務部長、役員室長、広報・IR室長等を歴任。ステー 削を果たしており、当社の取締役に相応しい経験と能 節役候補者といたしました。		

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	横 地 克 典 (1970年3月30日生) 再任	1993年3月 当社入社 2011年2月 当社機械部長 2011年4月 当社営業一部長 2012年4月 当社FAシステム事業部長 2013年7月 当社執行役員営業副本部長兼FA システム事業部長 2015年7月 当社取締役(現任) [当社における担当] 営業本部長	19,918株
	て、特にエンジニアリン	由) 「Aシステム事業部長、営業本部長等を歴任。営業部P シグ力強化に主導的役割を果たしており、当社の取締 ると判断し、引続き取締役候補者といたしました。	
5	進 議 大 贄 (1972年3月17日生) 再任	2008年11月       当社入社         2009年10月       当社経営企画室長         2012年4月       当社経営管理・法務部長         2013年7月       当社執行役員経営管理・法務部長         2014年4月       当社執行役員管理副本部長兼経営管理・法務部長         2015年7月       当社取締役(現任)         [当社における担当]       管理本部長兼経営管理・法務部長兼経理部長	6,918株
	門のトップとして、特	由) 経営企画室長、経営管理・法務部長、管理本部長等を に財務を中心とした機能強化に主導的役割を果たして と能力を有していると判断し、引続き取締役候補者	おり、当社の
6	本 田 信 之 (1957年4月2日生) 再任	1981年4月 川崎製鉄株式会社(現 JFEスチール株式会社)入社 1987年9月 九州松下電器株式会社(現 パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社)入社 2013年1月 当社入社営業副本部長兼海外事業部長 2014年4月 当社執行役員営業副本部長兼グローバル事業部長 2015年4月 当社執行役員営業副本部長兼グローバル事業部長第ウェルディングソリューション事業部長 2015年7月 当社取締役(現任) [当社における担当] 営業副本部長兼ウェルディングソリューション部長	3,918株
	歴任。事業のグローバル	ー 由) ブローバル事業部長、ウェルディングソリューション レ展開と製品開発において主導的役割を果たしており 力を有していると判断し、引続き取締役候補者といた	、当社の取締

<u>ጥ</u>
丰
4//
称
会
峚
乡
考
<b>ず</b>
貢
鞱
///

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
7	野 口 葉 子 (現姓:春馬) (1974年11月19日生) 再任 社外 独立	2001年10月 弁護士登録第二東京弁護士会入会 鳥飼総合法律事務所入所 2003年11月 名古屋弁護士会(現 愛知県弁護 士会)入会 石原総合法律事務所入所 2006年10月 春馬・野口法律事務所開設パート ナー(現任) 2015年7月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] ジャパンマテリアル株式会社社外監査役 株式会社壱番屋社外取締役(監査等委員)	
	ておりませんが、弁護	た理由) 辻外役員になること以外の方法で会社の経営に関与し 士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の第 ざくため、引続き社外取締役候補者といたしました。	美務執行に対す

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 野口葉子氏は、婚姻により春馬姓となりましたが、弁護士業務を旧姓の野口で行っております。
  - 3. 野口葉子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ており、本議案において同氏が取締役に再任された場合には、引続き独立役員として届出る予定であります。
  - 4. 社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について

│ 当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

- ① 野□葉子氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(取締役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ② 野口葉子氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三 親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ③ 当社は、定款第28条の規定に基づき、野口葉子氏との間で責任限定契約を締結しており、本議案において同氏が取締役に再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない時は、法令に定める額を負担の限度とするというものであります。

# 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。 今回、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

なお、各候補者の略歴および選任理由等の詳細情報を29頁から30頁に記載しております。

候補者番 号	氏	名	備考
1	たけ だ 田	ab kp 吉 保	再任
2	市原	裕也	再任 社外 独立
3	世んだ田	正 典	新任 社外 独立

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況 所有する 当社株式の数			
1	武 笛 喾 葆 (1954年4月16日生) 再任	1977年3月 当社入社 2002年4月 当社経理部長 2005年7月 当社取締役 2009年7月 当社常任監査役(常勤)(現任)			
	(監査役候補者とした理由) 武田吉保氏は、経理部門を中心とした豊富な経験と経営者としての幅広い見識を有し、また、長期にわたり当社の監査役を務めていることなどから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、引続き監査役候補者といたしました。				
		1985年10月 監査法人丸の内会計事務所(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 1989年4月 公認会計士登録			
		1997年8月 監査法人トーマツ (現 有限責任 監査法人トーマツ) 社員 2000年10月 トーマツコンサルティング株式会			
	市 原 裕 也 (1960年7月2日生) 再任 社外 独立	2000年10月 トーマグコブリルディング株式会   社(現 デロイトトーマツコンサ   ルティング合同会社)代表取締役   社長			
		2010年10月 同社合併によりデロイトトーマツコンサルティング株式会社(現デロイトトーマツコンサルティング合同会社)取締役			
		2012年1月 市原裕也公認会計士事務所所長 (現任)			
2		2012年 2 月 株式会社ダイテックホールディン グ(現 株式会社アセットマネジ メント)取締役			
		2012年10月 同社会社分割により株式会社ダイ テックホールディング(現 株式 会社ダイテック) 取締役			
		2015年7月 当社監査役 (現任) [重要な兼職の状況] 名古屋電機工業株式会社社外監査役 エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング 株式会社社外監査役			
	た専門的な知識・経験等	た理由) 人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)の社員として培われ 等を、当社の監査体制に生かしていただくため、引続き社外監査役 なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時			

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	世紀 だ まさ のり 仙 田 正 典 (1955年8月10日生) 新任 社外 独立	1979年4月 愛三工業株式会社入社 2011年6月 同社取締役 2012年6月 同社執行役員 2014年6月 同社常勤監査役 [重要な兼職の状況] 株式会社日産サティオ奈良社外監査役	_
	(社外監査役候補者とした理由) 仙田正典氏は、愛三工業株式会社の取締役ならびに監査役として培われた専門的な知識・		
	経験等を、当社の監査体制に生かしていただくため、社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 市原裕也氏および仙田正典氏は、社外監査役候補者であります。なお、両氏の選任をご承認いただいた場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
  - 3. 社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について
    - ① 市原裕也氏および仙田正典氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
    - ② 市原裕也氏および仙田正典氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または 役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
    - ③ 当社は、定款第36条の規定に基づき、市原裕也氏との間で責任限定契約を締結しており、本議案において同氏が監査役に再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、仙田正典氏の選任をご承認いただいた場合、同規定に基づき、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない時は、法令に定める額を負担の限度額とするというものであります。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査 役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。 補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
伊藤豊彦 (1948年1月5日生)	1970年4月 日本電装株式会社(現 株式会社 デンソー)入社 2003年1月 同社理事 2003年6月 株式会社デンソーウェーブ取締役 専務執行役員 2010年6月 同社顧問 2011年6月 同社退社 2011年7月 当社監査役(現任)	_

(補欠の社外監査役候補者とした理由)

伊藤豊彦氏は、株式会社デンソーウェーブの取締役専務執行役員として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に生かしていただくため、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 伊藤豊彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏の選任をご承認いただき、監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
  - 3. 社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について
    - ① 伊藤豊彦氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
    - ② 伊藤豊彦氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三 親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
    - ③ 伊藤豊彦氏の選任をご承認いただき、監査役に就任した場合、定款第36条の規定に基づき、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない時は、法令に定める額を負担の限度額とするというものであります。

# 第5号議案 役員賞与支給の件

当期末現在の取締役7名(うち社外取締役1名)および監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額33,100,000円(取締役分30,890,000円(うち社外取締役分440,000円)、監査役分2,210,000円)を支給することといたしたいと存じます。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区古渡町 9番27号

株式会社ナ・デックス 本社会議室

公共交通機関 ○金山総合駅

(JR東海金山駅・名鉄金山駅・地下鉄金山駅) 下車徒歩約10分

○地下鉄東別院駅 下車徒歩約7分



